📢泉大津労働基準監督署からのお知らせ

# 高校生アルバイトのみなさんへ

# 知っていますか？働くときのルール



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

**～高校生がアルバイトをするときも労働基準法などのルールが適用されます～**

- ✅ 最低賃金以上の賃金が支払われます
- ✅ 安全で健康に働ける環境が必要です
- ✅ 危険な仕事には就けない場合があります

**18 歳未満は就業できない業務**

⚠️ 次のような危険有害業務には従事できません。

- 重量物を取り扱う業務
- 高さ 5 メートル以上での墜落のおそれがある業務
- 足場の組立・解体などの業務
- 著しく暑い場所または寒い場所での業務
- 強烈な騒音が発生する場所での業務
- 焼却、清掃又はと殺の業務
- 酒席に侍する業務
- 特殊の遊興的接客業における業務

など



# 泉大津労働基準監督の取組



令和８年１１月、泉大津労働基準監督署において、管内の府立高等学校を訪問し、

📖 「高校生等のアルバイトに関する労働基準法等の基礎知識」

📖 「まんがでわかる安全衛生と労災防止の基本」

📖 「大阪府最低賃金」

のリーフレットを配布し、労働関係法令の周知を実施しました。

# 保護者・事業主の皆さまへ



高校生が安心して働ける職場づくりのため、労働条件の明示、最低賃金の遵守、

安全衛生の確保など、労働関係法令の理解と適正な運用にご協力をお願いします。

